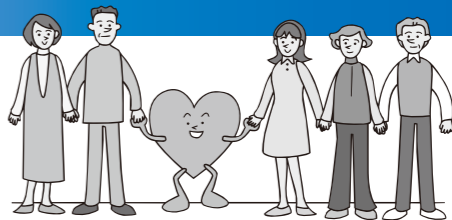


臨時福祉給付金と 子育て世帯臨時特例給付金



臨時福祉給付金と 子育て世帯臨時特例給付金

市では6月下旬に「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書等を給付対象となる可能性のある世帯に郵送する予定です。
また、これらを装った給付金詐欺などにはご注意ください。

給付金詐欺にご注意を！

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省等が、給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- 申請前に、市町村や厚生労働省などが住民の皆様への世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

臨時福祉給付金

臨時福祉給付金は、今年からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い方々への影響を緩和するため、臨時的な措置として国が行う給付金事業です。
給付基準日：平成26年1月1日
給付対象者：基準日現在、本市の住民基本台帳に記録されている方で平成26年度の市民税が非課税の方が対象となります。

※ただし、市民税が課税されている方から扶養されている方や、生活保護世帯は対象外となります。

給付額：

- ①10,000円/人
 - ②給付対象者で「老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等」の受給者及び「児童扶養手当、特別障害者手当等」の受給者は15,000円/人（5,000円加算）
- ※申請手続きについては、6月15日号にてお知らせします。

問合せ：福祉事務所
☎32・3034

子育て世帯 臨時特例給付金

子育て世帯臨時特例給付金は、今年からの消費税率引き上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、児童手当を受給している方に、臨時的な給付措置として国が行う給付金事業です。



給付基準日：平成26年1月1日
給付対象者：基準日現在、本市の住民基本台帳に記録されており、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給した方で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方。

（ご注意）離婚等により2月分以降の児童手当の受給者が変更となっている場合も、1月分の受給者の方が対象となります。

対象児童：給付対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童。ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童や、生活保護の被保護者にあたる児童は除きます。
（ご注意）上記の児童手当（特例給付を含む。）の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含まれます。
給付額：10,000円/対象児童一人につき（臨時福祉給付金と重複して給付されません。）
公務員の方：市から申請書等は郵送されませんので、勤務先から交付される「受給状況証明書」と「申請書」を申請開始時期まで大切に保管してください。
※申請手続きについては、6月15日号にてお知らせします。

問合せ：子育て長寿支援課
子育て支援班
☎32・3040

子育て支援情報

児童手当について



児童手当の目的

父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

◆児童手当の額

支給対象	月額	所得制限以上の方
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上～ 小学校修了前	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

※第3子の数え方…

18歳に達した日から最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

◆所得制限

扶養親族等の数	所得額	収入額（給与所得者の目安）
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

受給資格者

市内に住所を有し、支給対象となる児童を養育している方。
※離婚協議中で両親が別居している場合（住民票も別）は、児童と同居の方へ支給されます。未成年後見人や父母指定者、施設の設定者なども受給資格者となります。

支給対象となる児童

国内に住所を有する中学校修了前までの児童（満15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）

出生・転入の場合

出生のときは出生日の翌日から15日以内、転入のときは転出予定日の翌日から15日以内に申請をすれば、翌月分から受給できます。申請者となるのは、児童を養育する父母等のうち、主に生計を支えている方です。

申請に必要なもの

- ・児童手当認定請求書
- ・印かん
- ・申請者の健康保険証の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）
- ・申請者名義の振込口座番号
- ・本年1月2日以降転入の方は前住所地の児童手当用所得証明書
- ※申請者が単身赴任等で児童と別居している場合
- ・別居している児童に関する別居監護申立書
- ・児童が属する世帯の住民票謄本
- ※児童が申請者自身の子でない場合

- ・養育についての申立書
- ※離婚協議中で父母が別居している場合に、児童と同居している方が申請する場合
- ・児童手当の受給資格に係る申立書
- ・協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼び出し状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書など。

現況届について

所得の状況やお子様の養育状況を確認するため、毎年6月に「現況届」を提出していただきます。現況届を提出されないと、6月分以降の手当を受け取れませんので、必ず提出してください。用紙は5月下旬以降に発送します。

申請場所

- ・仁賀保庁舎 子育て長寿支援課
- ・金浦庁舎 金浦市民SC
- ・象潟庁舎 象潟市民SC
- ※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

問合せ：子育て長寿支援課
子育て支援班
☎32・3040